

令和8年6月18日

財務大臣 片山 さつき 様

埼玉県知事 大野 元裕

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県は「人口減少・超少子高齢社会への対応」と「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という二つの歴史的課題に直面しており、時代の変化を的確に捉えた中長期的な施策を先手先手で展開しています。

そのためには、税財源の確保等が極めて重要ですが、東京都への税源偏在による税収集中に伴い、自治体間の財政力格差が一段と拡大し続けており、それに起因する行政サービスの地域間格差が生じています。

地方財政は、高齢化の進行に伴う医療費や介護費などの社会保障関連経費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、頻発する自然災害に備える国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などの重要課題が山積しており、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加等も見込まれております。さらに、令和8年度からは新たに、高校授業料の実質無償化や公立小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減といったこども・子育て政策が強化されたところです。税源偏在への対応と一般財源総額の更なる充実は、待ったなしの状況にあります。

他方で軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止に伴う安定的な代替財源の検討や、食料品の消費税率の軽減を検討する社会保障国民会議が設置され、スケジュールや代替財源のあり方が検討されるなど、地方財政に多大な影響がある見直しが国において進められています。

地方が責任をもって増大する役割に的確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要な

る地方一般財源総額を確保・充実すべきです。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

(1) 現状・課題等

令和元年度に特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が創設されたが、人口一人当たりの法人関係税額で見ると、東京都との比較では、依然として約3倍の格差が生じている。

自治体間の財政力格差については、東京都の地方交付税の算定における財源超過額が過去最大の約2兆円にまで拡大しており、東京都は、その巨額な財源を基に、都民への給付施策を続々と打ち出しており、こども施策をはじめとした様々な施策においても、周辺自治体との地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している。

その主たる原因は東京都への税源偏在による税収の集中にあり、Eコマースの進展など経済社会構造の変化に伴い、東京都以外での経済活動によって生じる税収が本社所在の東京都に流れ込む状況がさらに進んでいる。

この状況を放置すると、地域間の不公平な格差はより一層拡大していくことから、税源の偏在是正措置は、まさに待ったなしの状況にある。

令和8年度与党税制改正大綱において、「財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」とされ、その状況を踏まえ、「今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」と具体的な方向性が示された。

加えて、「東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」と明記されたところである。

(2) 要望項目

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和8年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について早急に検討を進めること。

特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、特別法人事業税・譲与税制度を拡充することなどにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講ずること。

偏在是正措置の実施に当たっては、住民が受ける行政サービスの地域間格差を解消する観点から、人口一人当たりの税収格差が生じないように、人口一人当たりに要する一般財源額に大きな影響を与える人口密度与件にも十分配慮しつつ、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に検討すること。

なお、法人の事業活動の実態以上に本社所在地に地方法人課税の税収が集中する状況が生じていることから、地域における事業活動の実態に応じて当該地域の税収となる税体系を構築し、それぞれの地域の財源として活用できるようにすること。

2 医療・介護・福祉分野での人材確保及び安定運営確保の推進等に係る要望

(1) 現状・課題等

医療・介護・福祉分野では、物価高騰や人件費上昇に対し、収入の大部分を占める診療報酬や介護報酬等が公定価格であるため、利用者に負担を転嫁することができず、経営悪化と人材不足が同時進行で深刻化しているという共通課題が顕著である。

＜医療分野における現状と課題＞

まず、医療分野においては、令和8年度診療報酬改定において本体部分

が30年ぶりの規模のプラス改定となったことに加え、物価の更なる上昇を見据えた年度ごとの改定率や見通しから大きく変動した場合の調整が定められたが、物価の急激な高騰により医療機関等の経営に支障が生じた場合の年度途中での対応については明らかにされていない。

また、昨今の物価高騰によって医療機関等の消費税負担が増加していることから、診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うことが望ましいと考えられる。

さらに、人口減少等に伴い看護師等の医療人材の不足が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うことが求められる。

<介護分野における現状と課題>

令和8年度に行われる介護報酬臨時改定において、介護支援専門員を含む介護従事者の処遇改善についての措置が講じられることになったが、介護職員・介護支援専門員の給与水準は全産業平均に比べても依然低い状態であり、職責に見合った給与水準とする必要がある。

介護報酬の地域区分においては、令和6年度から新たな特例の設定により東京都特別区と隣接する市において6級地から5級地への引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市がある。また、令和6年の人事院勧告による地域手当の区分が適用された場合、級地差が拡大してしまうことから、地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるよう、制度を見直す必要がある。

また、令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が減額されたことや、物価高騰や人材不足の影響などにより、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況にある。

光熱費等の価格上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、利用者へ負担を転嫁することが難しい。令和8年度に行われる介護報酬臨時改定により、食費に関する基準費用額の引上げが行われるものの、十分なものと

は言えないため、年度途中の臨時的な措置を含め、安定的な運営が確保できるよう、機動的に必要な対応をとるべきである。

＜福祉分野における現状と課題＞

少子・高齢化の進展に伴い、他産業に比べ給与額が低い福祉業界では人材の確保がますます厳しい状況となっている。障害児者施設・事業所において、人材確保・定着は喫緊の課題である。

＜保育士の人材確保と処遇改善における現状と課題＞

本県では保育士の確保が喫緊の課題となっているが、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしている。

これは、保育の公定価格の地域区分が地域の実情を十分に反映しない形で、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているためであり、格差の解消が求められている。特に、保育士が東京都に流出する一方で、東京都で勤務する県民は子供たちを県内の近隣で預けるニーズが高く、その結果、待機児童が生じる等、制度の悪弊による影響も出ている。

そのような中、令和6年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転することとなる。

保育人材の確保を図るためには、処遇の改善が重要であり例えば、保育士の流出状況に合わせて適正化する等、国家公務員の地域手当に準拠しない地域区分の設定とすることをはじめ、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定することが必要である。

(2) 要望項目

＜医療分野における要望項目＞

令和8年度診療報酬改定は、本体部分で30年ぶりの規模のプラス改定となったが、今後の物価等の社会経済情勢により医療機関等の経営に支障が生じた場合には、年度途中の臨時的な措置も含め、必要な調整を図ること。

診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の

措置を含めた抜本的な対応を行うこと。

看護師等の医療人材の不足が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うこと。

＜介護分野における要望項目＞

介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和9年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善に要する費用を介護報酬とは別に措置すること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

介護支援専門員の処遇改善を行うこと。

介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。

介護サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、食材費や燃料費をはじめとした急激な物価上昇などの社会経済情勢の変化に機動的に対応すること。

訪問介護など令和6年度の介護報酬改定において基本報酬が減額されたサービス種別について、小規模事業者を含め事業者の経営実態を正確に把握し適切な介護報酬とすること。

＜福祉分野における要望項目＞

障害児者施設・事業所の人材確保・定着を図るため、介護職員と同等に国の施策の充実を図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善の充実を図ること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

＜保育士の人材確保と処遇改善における要望項目＞

保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定すること。

また、保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公

務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、地方公共団体と丁寧な議論をするとともに、例えば保育士の流出状況に合わせて地域区分を設定する等、その意見を反映させること。

あるいは、東京都の自治体との格差及び各地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、不動産公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

公務員の地域手当への準拠を前提とした、補正ルールの検討は行わず、抜本的な制度のありかたを検討すること。なお、その検討に当たっては、一般的には自宅近くの保育所等にこどもを預けることから、特に県南の市ではいまだ保育需要のニーズが高く、保育士の流出状況に合わせた地域区分を設定し、東京都への流出をなくす改善を行うこと。

3 八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充

(1) 現状・課題等

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故においては、事故発生直後より、多くの人員や資機材を派遣いただくなど、国土交通省から全面的なご支援をいただいていること、厚く御礼申し上げます。

これまで、破損した下水道管の復旧を進めてきたが、今後はレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。

こうした中、事故の発生を未然に防ぐため、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路について財政措置が拡充されたが、大規模下水道における点検・調査や改築・更新の手法は確立されていない。

また、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっ

ている中で、実際にこのような重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準、ひいては今後の流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

そのため、インフラの長期に亘る巨額更新費用の負担など、中長期的なインフラの在り方についての見通しがつくまでは、水の官民連携（ウォーター P P P）の推進については再検討が必要である。

(2) 要望項目

今回の事故に係る本格的な復旧については、部分的な対策のみでは不十分であり、レジリエンスを強化する対策が必要となるため、国は技術的支援及び財政的支援を行うこと。

大規模下水道の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図ること。

今回のような道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、引き続き第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策の着実な推進に必要な予算を確保すること。

下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーター P P P）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。

加えて、今後の流域下水道の在り方についても、検討を進めること。

多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じ見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所については、国の責任で財政措置を行うこと。

4 こども等に対する公費負担医療制度の創設及び重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

(1) 現状・課題等

福祉医療（こども、重度心身障害者、ひとり親家庭等）は全都道府県で

実施されており、子育て環境の充実や、社会的に弱い立場にある人の支援に大きな役割を果たしている。

現在の医療費助成は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。

本県は令和6年4月からこども医療費助成制度の対象年齢拡大と所得制限の撤廃を実施し、さらに令和8年1月から重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を加える改正を行ったが、福祉医療費の助成は医療に関するセーフティーネットの役割を果たしており、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施するべきものと考えことから、全国一律の制度創設を改めて国に求めたい。

(2) 要望項目

こども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、全国一律の福祉医療費助成制度を早急に創設すること。

5 朝のこどもの居場所づくり（朝の小1の壁の解消）について

(1) 現状・課題等

本県では、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる朝の小1の壁の解消が必要であると認識している。県内の小1・小4の保護者向けのアンケート調査においても、「朝のこどもの居場所があれば利用したい」との意見が一定程度あり、ニーズが見込まれる。

本県では、令和7年度から「朝のこどもの居場所」のモデル事業を実施する市町村に対して、県単独事業で補助を実施しており、今後モデル事業の効果検証、課題整理等を行う。

今後、本格的・継続的に実施していくに当たり、国における財政措置が不可欠である。

(2) 要望項目

いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を整備する事業に対して財政措置を行うこと。

その際、放課後児童健全育成事業の補助制度を踏まえるなど、事業が継続的に実施できるようにすること。

6 1歳児配置改善加算の要件見直し及び物価高騰への対応について

(1) 現状・課題等

保育所等における1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格の加算措置として令和7年度から創設された「1歳児配置改善加算」には、加算要件として、「(1) 処遇改善等加算区分1～3全てを取得している」、「(2) 業務においてICTの活用を進めている」、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を全て満たすことが課されている。

しかし、同様の加算措置である「3歳児配置改善加算」及び「4歳以上児配置改善加算」にはこれらの加算要件は課されていない。

中でも「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を要件とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きにつながる可能性があり、従来 of 国の保育士確保の方向性と整合が取れないばかりか、保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。このため、「1歳児配置改善加算」の要件のうち、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」について、撤廃する必要がある。

また、保育所や放課後児童クラブ等の運営費は公定価格や国庫補助によって定められているため、物価高騰等の際に利用者に価格転嫁をすることが難しく、価格高騰等の影響が長引いた場合、サービスの低下につながりかねない。

令和7年度補正予算において、国は物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう公定価格における「運営継続支援臨時加算」等を創設したが、この取組は令和7年度限りとされている。

保育所や放課後児童クラブ等の安定した運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映し、継続的な対応を行う必要がある。

(2) 要望項目

「1歳児配置改善加算」の加算要件の1つである「施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」について、早期に撤廃すること。

また、物価高騰分については、保育所や放課後児童クラブ等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰分を公定価格や補助基準額の改善若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講ずること。

7 保育料の完全無償化の早期実現

(1) 現状・課題等

令和元年10月に3歳から5歳までの保育料が無償化されているが、0歳から2歳については無償化されていないため、子育て世帯から保育料の負担軽減を求める声がある。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ごとに差が生じている。

こども基本法第12条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」とこととされている。また、同法第16条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、ナショナルミニマムとして国の財源と責任において実施するべきものとする。

(2) 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0歳から2歳の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

8 医療提供体制の整備に必要な国庫補助金の確保について

(1) 現状・課題等

医療資源の乏しい本県において、救急医療、周産期医療、災害医療など

の地域医療を提供するためには、それを担う医療機関への財政支援が必要不可欠であり、その多くは国庫補助金によるものである。

一方、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営費への補助を含む「医療提供体制推進事業費補助金」については、例年、交付額が基準額を下回り、補助基準額どおり補助できない事態が生じており、これまでも必要な財源を十分に確保することを要望してきたところである。

さらに、搬送困難事案を受け入れる医療機関への補助を含む「医療施設運営費等補助金」についても、これまで交付申請額に対して満額交付されていたところ、令和6年度は交付申請額に対する交付割合は約65.3%と急激に低下し、令和7年度は52.2%と全都道府県で最低の交付率であった。

急速な高齢化に伴い、救急搬送患者数が過去最高を更新し続けるとともに、搬送困難事案数も高止まりする一方で、医療機関の経営状況は悪化するなど、医療機関の負担は非常に増加している。

こうした状況下において、国庫補助金が不足し、医療機関への必要な財政支援ができない場合には、本県の医療提供体制に重大な影響が生じるおそれがある。

当該事業は、県民の生命に直結する重要な事業であることから、国庫補助金の不足分をやむを得ず県の一般財源で補填している。

(2) 要望項目

医療提供体制の整備に必要な国庫補助金について、対象事業を十分に実施できる額を確保すること。

9 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸の早期実現に向けた支援について

(1) 現状・課題等

平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において、埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）については、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示された。

浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果がある。

また、核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近までのルート帯について、令和7年8月に地元検討会が開催され複数案が公表されたところであり、地域開発の発展に向けた相乗効果も期待される。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の試算結果において、B/Cが1.2、収支採算性は27年との結果になったことなどから、埼玉県及びさいたま市では、令和7年度末に、都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者への事業実施要請を行った。

令和8年度から環境影響評価など都市計画決定に向けた手続きに着手しており、速やかな国庫補助事業化が望まれる。

事業の推進に当たっては、国の支援が必要不可欠であるため、国の一層の支援を要望するものである。

(2) 要望項目

埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸（浦和美園～岩槻区間）について令和9年度に国庫補助事業化すること。

事業を円滑に推進するため、予算の安定的な確保及び現実的な支援スキームを確立すること。

10 核都市広域幹線道路の事業の具体化

(1) 現状・課題等

圏央道以南地域においては、東京外かく環状道路、国道16号、国道463号、国道298号等、東西方向の幹線道路において交通容量不足に伴い、走行速度が著しく低下している。広域的な環状道路を形成し、多重性・代替性のある核都市広域幹線道路の早期事業化はこれらの問題の解決に不可欠である。また、さいたま市と連携して推進している地下鉄7号線延伸計画との相乗効果を最大限に発揮させるため、これらを同時期に実施されることが重要である。

(2) 要望項目

今年度から環境アセスメントを開始する地下鉄7号線延伸と同時期に事業化するよう年内早期にルート帯を示し、計画の具体化を図ること。

11 流域治水対策の強化

(1) 現状・課題等

【直轄等】

本県の治水対策では、直轄河川事業による治水安全度の向上が非常に重要であることから、主要な直轄事業の加速化が必要である。

令和5年6月の大雨で大きな浸水被害が発生した県東部地域では、流域全体で「ためる」対策を進めるとともに、洪水を確実に「ながす」ための対策強化が不可欠であることから、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられた中川と江戸川をつなぐ新規放水路の早期実現が必要である。

首都圏外郭放水路は県東部の浸水被害の軽減に大きな力を発揮している。河川整備基本方針に位置付けられた延伸区間を整備することで、更なる効果が期待される。

【県管理】

令和元年及び令和5年の大雨により、県内で甚大な浸水被害が発生したことから、中川・綾瀬川流域や入間川流域において実施している個別補助事業などをより強力に推進していく必要がある。

国や県による河川整備等のハード整備だけでなく、市町が実施する内水対策への取組、更にソフト対策を組み合わせた総合的かつ多層的な流域治水を強力に推進していく必要がある。

【新たな制度の創設】

流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組の一つとして、「田んぼダム」や「校庭貯留」などの地域で「ためる」対策が注目されており、県内においても行田市等で田んぼダムに取り組んでいるところである。このような取組を広げていくためには、貯留施設の整備や貯留が終わった後の復旧等に対し、恩恵を受ける流域の自治体が支援（費用

負担)する新たな制度の創設が必要である。

(2) 要望項目

【直轄等】

利根川水系におけるダムの整備等も含めた治水機能増強について今後必要な検討を更に加速すること。荒川第二・三調節池事業や越辺川、都幾川の遊水地の整備を引き続き強力に推進していくこと。

「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられている中川から江戸川への放水路整備の早期着手を図ること。

利根川水系河川整備基本方針に位置付けられた首都圏外郭放水路の延伸区間について検討を進めること。

【県管理】

国、県、関係市町が連携し推進している「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」や個別補助事業などの流域治水対策の実施に必要な財源・予算を確保すること。

【新たな制度の創設】

田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域(特に下流域)の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること。

12 幹線道路網の強化

(1) 現状・課題等

本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号や国道4号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。

圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠である。

地域経済の活性化や防災上の観点からも、新大宮上尾道路や東埼玉道路、本庄道路など本県の直轄国道未整備区間の一日も早い完成が必要である。このうち、今年度新規事業化した深谷バイパスの西別府交差点について整備推進が必要である。また、上武道路は、群馬県側の4車線化が完

了しており、残る県内の暫定2車線区間について、早期4車線化整備が必要である。さらに、これらの事業効果が最大限発現するよう、アクセス道路の整備が必要である。

直轄国道のうち高規格道路（自動車専用部）の整備に当たって

は、事業のスピードアップ及び地元負担軽減を図るため有料道路事業の比率を引き上げて積極的に活用する必要がある。加えて踏切により発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するために、春日部市及び東武鉄道株式会社と連携して取り組む「東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業」に対する国の重点的な支援が必要である。

(2) 要望項目

首都圏の広域的な幹線道路網の強化・充実のため、新大宮上尾道路、東埼玉道路、本庄道路、深谷バイパスなど本県の直轄国道等における事業中区間の整備の推進を図ること。

さらに、暫定2車線区間である深谷バイパスの残区間の4車線化の早期事業化や上武道路の新上武大橋を早期に着手すること。

自動車専用部の整備に当たり有料道路事業費の比率を引き上げて積極的な活用を図ること。

重要物流道路である国道254号和光富士見バイパスの整備や、東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業等について、個別補助事業等として重点的な支援をすること。

13 統合的な地下インフラ管理体制の早期確立に向けた新たな道路占有関連システムの導入促進について

(1) 現状・課題等

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内で発生した陥没事故現場の路面下には、流域下水道管のほかにもガス、通信、八潮市上下水道など多種多様な地下インフラが輻輳して埋設されており、事故発生当初から迅速に共有する体制構築の重要性を改めて認識したところである。

同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、国土交通省では、令和7年2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策

検討委員会」を設置し、今後の地下管路の施設管理のあり方など、専門的見地からの検討を進めている。令和7年5月28日に公表された第2次提言では、様々な地下インフラ情報のデジタル化、これらを統合化する仕組みの必要性が示されている。

流域下水道施設を始め、地方自治体は老朽化した地下インフラを多く抱えており、その維持管理や更新は、全国共通の課題である。

現行の道路管理システムは一部地域での利用に限られていることや、一部の手続きのみしかオンライン上でできない等の課題があり、現在、国では全国統一型の新たな道路占有関連システムの運用開始に向けて取り組まれている。

今後の地下インフラの維持管理や更新等の高度化につなげるためには、行政境を越えて全ての道路管理者や占有者が本システムを導入し、データを共有することが重要である。

本県は、事故発生県として、全国に先駆けて道路占有関連システムを活用して地下インフラのデータベース化に取り組んでまいりたい。

このためには、システムを利用しやすくする仕組みづくりが極めて重要である。

については、地下インフラのデータベース化・統合化に向けた本システムの導入を促進し、実効性の高いものとするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(2) 要望項目

新たな道路占有関連システムについては、道路管理者や占有者が管理する地下インフラデータの収集、電子化が促進されるよう本システムの普及啓発に取り組むこと。

地下インフラの新設・更新等に伴うシステムのデータ更新において、道路管理者や占有者への技術的・財政的支援を行うこと。

14 国土強靱化の取組推進に向けた社会資本整備予算の安定的な確保

(1) 現状・課題等

激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフ

ラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靱化に向けた取組の着実な推進に向けて、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく国の継続した財政措置が不可欠である。

(2) 要望項目

第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な財源を通常予算とは別枠で確保し、配分すること。

社会資本整備予算について、計画的な事業執行のため、本県が実施する道路や河川の整備、都市公園の整備、災害に強い市街地の形成に必要な財源を、当初予算において安定的に確保することも含め、配分すること。

15 大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援

(1) 現状・課題等

大宮スーパー・ボールパーク構想は県営大宮公園の競技場が集まったエリアを中心に、「試合がある日もない日も楽しめる公園」をコンセプトとして再整備し、大宮のまち、埼玉県の良さを多くの人に知ってもらい、県外からも埼玉県を訪れていただくことを目指している。

令和7年9月に、整備に当たってのコンセプトなどを示す大宮スーパー・ボールパーク基本計画を策定した。

大宮のまちは大宮駅をはじめとする、東日本各都市のヒト・モノ・情報の相互交流・連携の要となる東日本の玄関口、交流拠点である。

大宮駅周辺地域戦略ビジョンでは大宮公園が氷川参道歴史文化軸に位置付けられており、大宮のまちづくりにおいても重要である。

こういった東日本の玄関口である交流拠点づくりを行うことから、道路や地域交通などの広域的な視点、また野球場やサッカー場、多目的競技場といった複数の集客・賑わい施設の再整備について、官民連携による整備などを検討しており、国の技術的支援が必要である。

また、今後、事業の本格化に伴い、多額の費用を要することから国の財政的支援が必要不可欠である。

(2) 要望項目

大宮スーパー・ボールパーク構想を実現するため事業の進捗に応じた技術的、財政的な支援を行うこと。

16 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計

(1) 現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

教育の機会均等の確保の観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。しかし、就学支援金の支給期間は、正規修業年数までであり、それを超える部分は、生徒が負担している。

また、県立高校（単位制による定時制）においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。

本県においては、施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、年収約 500 万円未満世帯までを生徒納付金の実質無償化の対象とするなど、父母の負担軽減を図っている。

<奨学のための給付金制度>

本制度は、国の補助制度を活用した、低所得世帯における経済的負担の軽減を目的とする各都道府県の事業である。国の制度改正により、令和 8 年度からは中所得世帯まで拡充されたものの、生活保護受給世帯を除き、修学旅行費が給付の対象外となっている。また、制度実施に要する事務費は国庫補助金の対象外となっている。

給付に当たっては、マイナンバーを使用した申請、所得確認に加え、就学支援金の受給資格も要件の一つとなっている。生徒保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化を図るため、就学支援金の申請と一体化された全国共通のシステムを導入することが効果的である。

<奨学金事業>

高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成 17 年度から 10 年間にわたり国から交付金が配分されてきた。本県に

においては基金を創設し、そこに交付金を積み立ててきたところである。

本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、毎年度 3,000 人程度が利用している。この方式では金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、一定期間滞納となった場合の元金相当額を損失補償として金融機関に補填しているが、その原資として基金を取り崩しているため、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

< 高校教育の持続可能な制度設計 >

いわゆる高等学校授業料の無償化により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。

一方で、人口集中地域とそれ以外の地域では、一般に生徒一人当たりには要する費用に差があり、生徒数が減少し、生徒一人当たりには要する費用が増加しても、引き続き地域の公立高校が教育基盤としてその責務を果たしていく必要があることから、進学者の減少と併せ、公立高校設置者の財政負担がより増大し、結果として国民の負担増につながることになる。

また、財政負担を抑制するため高校の統廃合を進めると、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。

国からは、令和 8 年 2 月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」が公表され、各都道府県において、国の基本方針を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」を策定することが求められているが、令和 9 年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みについて詳細が示されていない。

地域における高校教育の維持向上を図るため、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るとともに、新たな財政支援について早急に制度の詳細を示すべきである。

(2) 要望項目

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、国の責任において就学支援金制度における全ての財源を確実に確保し、支給限度額及び支給上限期間の撤廃や補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充

を図ること。

就学支援金制度及び奨学のための給付金制度については、生徒保護者及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しをすること。

令和8年度から拡充された高校生等への修学支援制度について、今後、地方に影響がある変更を行う場合は、事前に都道府県の意見を踏まえた上、可能な限り速やかに示すこと。

奨学のための給付金制度については、生活保護受給世帯以外が対象となっていない修学旅行費相当額についても、財政措置を講じること。

奨学のための給付金制度に係る国庫補助については、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。

奨学のための給付金制度については、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう、制度設計を見直すこと。

奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう、交付金を再開すること。

国の責任において、財政面の負担はもとより、居住地に関係なく、子供たちが魅力のある学校を選択できる、持続可能な制度を設計すること。具体的には、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援を行うこと。その際、教育改革に伴う施設整備も含めて柔軟に対応できる仕組みとするとともに、現行の教育現場における取組に支障が生じないように既存の教育財源を原資とせず、地方に負担を求めない全額交付とすること。また、都道府県において円滑な実施ができるよう、過度な事務負担が生じない仕組みとすること。